

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市及び下市町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

下市町

二 調査を行った期間

天理市 平成二十四年五月十八日から平成二十六年八月二十五日まで

下市町 平成十二年五月二十五日から平成二十四年十二月十七日まで

三 成果の名称

天理市三島町の一部の地籍図及び地籍簿

下市町（大字栃原の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市三島町の一部の地域

吉野郡下市町大字栃原の一部の地域

五 認証年月日

平成二十七年九月十一日